

○税務課長（島田 猛君） お答え申し上げます。

まず市税のうち市民税の関係でございますが、個人分の均等割につきましては普通徴収、特別徴収合わせまして百五十六万八千円の調定を見込みました。それに対して徴収率を九七・二%と見込みまして二百四十九万六千円でございます。所得割につきましては普通徴収、特別徴収合わせまして調定見込み額を四億七千三百七十九万三千円と見込みまして、これに対する徴収率九七・二%を見込みまして四億六千四百三十八千円と計上させていただきますわけでございます。滞納繰越分につきましては四十九年度の調定を二千五百七十六万二千円というふうに想定し、それに対して四四・九%、約五〇%未収を見込みまして千三百八十六万五千円を計上させていただきます。次に固定資産税の関係でございますが、土地の関係で調定見込み額を一億八千九百三十円と見込みまして、それに対して九八・五%の徴収率というのとで一億七千八百三十七万六千円。家屋の面で調定見込み額を一億千七百三十三万二千円、それに対して徴収率を同率の九八・五%で一億二千五百三十七万五千円。また消却資産関係で三億二千五万七千円。

（議長と叫ぶ者あり）

○十九番（天野 行夫君）

質問と答弁の内容が全然違ふんです。私はいまもういうことを聞いてゐるんじゃないんです。市税の二億一千六百万円に対して均等割と所得割をどのように算定されたか。他市との比例はどうなつてゐるか。各市町で違ふわけだから、それと滞納繰越金一千三百八十六万五千円については、前年度二七%、四十九年度二八%ということでは、このような数字が出てくると思ひますが、それはどのような算定をなつてゐるか。このような滞納繰越金が出てゐることに對する答弁を、助役さんにお願ひしたいということを言つてゐるわけです。

○税務課長（島田 猛君）（続）

均等割はご承知のように入人口割合で決まつておりますので、福生市の場合には人口五万未満でございますので三百円が基準になつてゐるわけです。これに人数をかけたものがここに出ております。所得割の税額関係四億六千四百三十八千円は、四十

九年度課税標準額の見込みを百十一億八千六百七十九円と見まして、
それに対して平均税率の〇・三七とはいき出しました。それをはけますと
課税標準額が出来ますので、それと譲渡所得分の六千万円を足
しまして、この数字を出したわけでございます。市納繰越分につき
ましては本年度は大体一億四千五百四十万五千円くらいは取れようだろうという
ことで五〇%見込ませていたわけでございます。したがって
調定はこの倍くらいになって繰越されるのではないかと、このように推定される
わけでございます。それから固定資産税につきましては、四十九年度
本年度まで調整をします。本来は固定資産は評価額
に対して百分の一・四をはけるわけですが、この承知のよう土地が高騰が影
響にしまして、評価額即百分の一・四をはけるわけにはいきませんの
で、毎年固定資産税に対する調整率をかげまして、その調整率に
従って出ました課税標準額に対して百分の一・四をはけて、このわけに
ございます。その調整率と申し上げますのはどういふふうにして出
すかと申し上げますと、三十八年のその評価額と、四十八年の評価額
を比べまして、その上がる率を出すわけです。その出し方は三十

八年と四十八年を比べたときに、四十八年が三十八年に対して三倍米
満の場合には調整率を二倍。三倍以上八倍までの場合は二倍、
八倍以上二十五倍までの場合は二・三倍。二十五倍以上の場合には二・四倍
として調整します。ということ。福生市の場合ですとほとんど二
十五倍以上になっておりますので、大体二・四をはけるのが通常の計算
方式でございます。そのした計算をした結果が、調定で固定資
産の土地分で一億八千九百万三千円でございますので、それに対する
徴収率九・五をはけて一億七千六百三十七万六千円というふうな数字を
はき出したわけでございます。

それからこの消費税の関係でございますが、先ほど課税員
さんからお尋ねがございましたので、ご答弁申し上げたわけで
ございますが、七号補正で決算最終が七十九万六千六千円に落
ちつき、その下の減額をさせていたわけですが、その本数が
一億四千五百五十五万五千五百円というふうなことでござい
ます。その本数は前年の決算に比しますと三・五%伸びてありま
す。したがって本年度の計上本数としたしましては四%の伸びと

うふうに見込みまして一億六百六十九万六千本とうふうに出基
礎で推定をしわけでございます。これに対して一本当たりの単価
四百三十二銭五厘をかけた、さらに税率一六・二%を乗じた結果が
八千五百八十九千円になつたわけですが、この本当たり単価四百三十二銭
五厘は東京都の推定では四百三十二銭三厘に見込めるのじゃないかとい
うふうな指導もありましたが、市としては四十八年度推定が前
年比三・五%なので押えさせていたについてそのような数字を出したわ
けでございます。

○福祉事務所長（木村 猛君）

それでは私のほうの三点につきましてご
答弁申し上げます。

若葉保育園の再建の問題でございますが、二月の全員協議
会でご報告いたしました。その後経営者とも話し合つたわけで
ございますが、二月の末に理事会を開催いたしました。再建という
ことは決定をしなかつたという答弁があつたわけでございますが、理事
長としましては再建を目途にさらに検討してやっていた。三月
の中ごろまでには何とかしていただきたいというふうな返事があつたわけでご

ございます。そういう場合の市の助成方法につきましては、再建の場合
にはいわゆる条例にございます建築費の補助、それからその他につ
きましては焼けたときにも厚生委員会におきまして、その場合に
は委員会におはかりしたい、というふうにお願いをしております
ので再建という話ですが、きりきまりしました場合にはまた厚生委員
会にお願いをするようになると思っています。

次に入院助産の件でございますが、一応低所得者に対し
ては入院助産の措置がとられておるわけでございます。低所
得者とは大体どの程度のことを指すかと申しますと、年収百万円
以下のものに対しては国あるいは都の助成によりまして出て
おりますが、それ以外のものに対する貸し付け制度は現在の
ところ検討してございません。

次に老人の専用居室でございますが、これにつきましては非
常にいい提案、ご趣旨でございますが、現在のところという
ようなことも考えておりません。以上です。

○税務課長（島田 猛君）

先ほどのご質問で落しました点がござ

まいしたので、恐縮でございますが、ご答弁申し上げます。
二点ばかりございますが、その一つは土地保有税の関係でございますが、計上させていたばかりの基礎といたしましては、土地保有税の中の土地保有分でございますが、ご承知のように保有分は四十四年の百五以降五十平方メートル以上の土地を取得して本年百五現在なお五十平方メートル以上の土地を持っている人に対しては保有税のうちの保有分を課税することができるようになつて税法できまっておりますので、これを計上させていたわけでございますが、取得価格が一億五千六百三万円でございます。それに対して百分の一四をかけた税額から固定資産税相当額の五十一万四千円、これの評価額は三千六百五十二万五千五百六十二円になつておりますので、これに百分の一四をかけると五十一万四千円に相なるわけですが、これを差し引きますと百六十七万円という数字がはき出されて、これが予算に計上されておるわけでございます。
それから他市との比較というご質問がありましたが、現時点まだ他市との比較はしてございません。以上でございます。

○市民課長（田村 忠雄君）

国民年金の五年年金の再開の関係は、

保険料の貸し付けをするかどうかというご質問でございますが、確かに五年年金に加入される方は、来年の六月まで、四十五年から六十カ月の保険料を一度に納めなければならぬわけでございます。非常に一度に納めていただくのはたいへんなわけでございます。窓口の指導といたしましては、いさか分賦で納めていただいております。なようなわけでございます。それで東京都におきましては、豊島区で現在貸し付けをするような準備をしてるようなことも暫く聞いておりますが、なかなか貸し付けをいたしても他の市町村あるいは県へ転出したような場合に、その貸し付け金を回収するの非常に難行してゐるわけでありまして、東京都におきましては貸し付けにつきましては市町村に対して積極的に指導を行なつておりません。したがって市のほうといたしましては、市として貸し付けをするという考え方は、いまのところ持っておりません。

○環境保全課長（八木 房雄君）

自席からお話しをいたしましてお答

え申し上げます。

九十九ページの消費防自動車の関係でござりますが、購入時の点検というのは私どものほうにしましてはオイルベースとか乗車定員とということを考えて購入するかどうかというふうに考えるわけでございますが、第一分団の関係につきましては、市道の幅員等を考慮しまして購入したわけでございますが、今回購入しようとするものは、第四分団のものでございまして、第一分団の消防車の購入した時点におきまして、非常に消防団員定員だけ乗車しておればいいんですが、緊急時によりましてはどうしてもオーバーして乗車するということになります。関係で危険であるというお話しがございまして、今回三メートル級のホイートベースの広さをもつポンプ自動車を購入したいということでもございます。

それから緊急放送設備でござりますが、これにつきましては、ご指摘のとおり設備を改造ができた広報施設に切りかえるよう検討いたしております。以上でございます。

○教育委員会社会教育課長（小野 光朗君） 市民総合体育大会

と備品につきましてご答弁申し上げます。

百二十ページの八番報償費の市民体育大会というのは市民総合体育大会の「総合」という字を落としてしまいました。それと十三番の市民体育大会も同じく「総合」という字を落としてしまったわけです。まことに申しわけなようでございますが、ご了解いただきたいと思います。

それと体育館備品の件でござりますが、特別委員会において一千三百六十万円の件は承認いたしておりますが、現実の備品でもって、必要度というものも勘案いたしまして、特に今回必要だというふうに感じました平均台とか飛箱、マット、ピネコ台等の非常に利用の多いものも今回計上いたしました。よろしくご了解いただきたいと思います。

○十九番（大野 行夫君）

昨年の十月に私は助役による税金の滞納繰越金の問題について、助役から答弁がなくて、三項目にわたってこれを実施していただきますので、これについては十分安心したものができると、というような答弁がありまして、本日の予算決定の中におい

イモイウであり、またこの数字の内容を見ましても、どのように現状は
っているかどうか。私は一番地味でたいへんは仕事は税務課の関係だ
と思えますが、その税務課自体の考え方をかえていかれたらならば、こ
の問題はいつまでたっても解決されないのじゃないかと思えます。も
し、助役が十日のことを忘れているようにして、ここでもう一度おほ
たの言ったことを読み上げてもいいんですが、内部の責任者であり、
指導者である助役がやはり税務について一番中心であり、一番大事
なことであるから自分が率先してその中に入っていく、この問題を解
決するようは気構えがなかったらばいつまでたっても税という問題
についてはいへんは誤差がでるし、また今後の市民に対するア
ピール、指導等においてもいろいろ誤解を招くのではないかと思いま
す。滞納という問題については一概にその人たちに責める問題では
なくして、いままで追いつめる前に市としていろいろ根本的な指導が
できるのじやないかと思えます。そのような中でこれを進めていったら
ば、このようは滞納という問題についていまい少し安心感のあるべの
安らかな中での納税という方向にわれを義務づけられることができる

と思えますが、これについてご答弁願います。

○助役（篠崎 俊夫君）

十百の定例会におきまして、

大野議員さんか

り徴収歩合が前年度に比べて落ちてゐるではないか、

この対策はど

うかというご質問があったのでございます。

そこで私がお答え申し上げ

べたのでございますが、

その後関係職員の方によりまして収入

歩合も前年度に接近してまいりまして十百現在では前年度に比べて

相当な

開きがあったのでございしますが、

具体的に申し上げますと

前年度に比べて、

総合で滞納繰越と現年度を加えまして四・二

の差がございました。

しかしながら二月末現在におきましてはおかげ

さまで、これが五％の差に縮まっております。

前年度収入歩

合と比べて、五％しか落ちていないとございします。

ということ

は三七％十百からいままでに努力して、前年度の収入歩合に追いつ

つたということでございます。

昨年度の収入歩合は総合で六％

それから現年度七・七％でございまして、

何とか前年度の収入歩合に

追いつくように税務課の職員は一生懸命やっております。

特にご報告申し上げたいことは二月一日から退庁後五時から夜

八時までの夜間徴収もやっていると云うことではございます。税務課の職員が自発的に「やろう」ということで実施した方法でございます。現在これはあまり宣伝をいたしませんと。全部の人が夜持てこられてはたまりませんので、督促状にうたててございします。「夜間でも八時までは徴収するから持てきてください」ということを書いて督促状を出してあるわけではございます。夕方五時から八時までの夜間徴収も二月一日から実施してあるわけではございます。八時を過ぎましてから埼玉銀行に持っていくようなこともやっております。そうしたことか実を結びまして十二月末現在では総合で四二%の収入歩合の落ちが前年度に比べておたのめでございますが、おかげさまで二月末現在で、五%の差まで追いつきました。もう一歩というところでございします。税務課の職員もたいへんでございますが、何とか昨年度並みの収入歩合に近い数字を上げたいということで努力してある次第でございします。

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

○二番（小林菊三君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号につきましては、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま小林菊三君から

所定の賛成者を得て本案は総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することへご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十八号は総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第八議案第二十八号 昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(市民課長 田村 忠雄君 登壇)

○市民課長(田村 忠雄君) ご指名によりまして議案第二十八号昭和
早九年度福生市国民健康保険特別会計予算につきましてご
説明を申し上げます。

昨年の四月、国の老人医療の無料化が実施されました。その六月
続いて都におきましては年齢を六十五歳まで引き下げてきたわけで
ございますが、それに加えまして本年の二月医療費の値上げが行
なわれたわけでございます。そのような関係で医療費は伸びる一
方でございます。その反面保険料につきましては医療費の伸びに
追いつきませんで、国保財政はますます緊迫してきているわけでござ
います。このような状況の中で財源の確保につきましてはいろいろ
苦勞してゐるわけでございますが、保険料の限度額の引き上げ
につきまして国の税制調査会で答申を出してゐるわけでございます
が、今度の国会で成立する見込みが強くなつてきているようにございま
す。保険料の引き上げにつきましてはできる限り避けるように努
力いたします。一般会計からの、市長の施政方針にもございましてお

福生市議会

り繰り入れを増額させていただきます。

そこで歳入、歳出総額を三億一千九百万円と定めようとするお
のでございます。なお三条におきまして一時借入金も三千百万円と定
めてございます。ページで説明を申し上げます。保険料でござ
います。本年は一億五千四百四十万円で、昨年度の当初に比較し
たしまして約一割の伸びでございますが、先ほど申し上げましたと
おり、限度額を八千万円から九千万円に引き上げられることを見込みま
して伸びを多くしたわけでございます。

それから国庫支出金につきましては一億七千二百三十万円で約二
割の増でございますが、これは医療費の改定による増等、あるいは
補助金におきましては助産費の基準の引き上げあるいは高額療
養費の支給制度の実施等に伴ひまして大幅に伸びてきているわけ
でございます。

都の支出金におきましては二千四百三十七万二千円、二・四割の伸びにな
つておりますが、これにつきましても昨年より十百から実施いたしました
高額療養費あるいは老人医療助成の関係、助産費、葬祭

費等の基準の引き上げ等によりまして大幅にふえてきております。

それから繰入金に付きましては、前年より五百万円多く繰り入れて
いるわけでございますが、これも医療費の増高等によりまして繰
越等もみられますので、一応一般会計から繰り入れを増額していた
だいたわけでございます。

歳入総額は三億一千二百九十九万円でございます。総額で昨年
より約三・三％の伸びでございます。

三ページの歳出について説明申し上げますと、総務費は千九百
二十万円でございますが、昨年より約二％ばかり伸びておりま
すが、これは人件費が主に伸びているわけでございます。二番の保
険給付費でございますが、療養給付費において約五・六％ばか
りふえているわけでございますが、医療費の改定等を見込みまして
伸びをみているわけでございます。そのほか高額療養費等は昨
年の十月から実施した関係で一般に伸びているわけでございます。
助産費、葬祭費等につきましては昨日条例改正を申し上げまし
たとおり基準額が二万円と一万円引き上げた関係で多く伸びをみ

ているわけでございます。

そのほかは昨年とほぼ同じくらいでございます。

一歳出も三億一千九十九万九千円、三・三％の増になっております。

はなはだ雑ぱくでございますが、説明を終わらせてよろし

くご審議の上ご可決あらんことをお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○一番（貫井喜代次君） 幾つか質問いたします。

まず三ページの都の支出金の補助金の中の目の二の給付費補助
金についてお願いいたします。これは前年度の予算のときの説明では
四十六年度の実績により結精分二十万四千円と育児手当の六十二
万円の計九十六万四千円が計上されたという説明であつたわけではござい
ますけれども、先ほど説明がありましてはけれども本年度予算には高額
療養費が新たに加えられておりますが、結精分、育児手当、
高額療養費おのりの額はどうか。高額療養
費というものが新たにでてきましたので、これがどれくらいのウエートを占
めているかを知りたいので、ご説明していただきたいと思います。

それから七ページの老人医療費の助成に伴う保険者負担増の補助金が大幅に増額をされておりますけれども、前年の説明では調査老人数が三百三十人、補助額が百五十人で、下当たり七千五百七十三円、交付率は九五％だ、という説明でありました。本年度この大幅増額へは、っておりますけれども、この補助対象老人の数とそれから一人当たりの補助額と補助率のことについてお尋ねいたします。

同じ七ページの、先ほども説明がございましたけれども、繰入金の一千万円について、医療費の増高というふうに説明されましたが、四十八年度はご承知のように当初が五百万円、補正で六百万円、一千万円という大幅な増額となっております。これは繰入金も年々増額しておりますけれども、国民保険の加入率はどれくらいに上がっているか、加入率はどれくらいか。繰入金もこのように増額しなければならぬ原因は保険料が低額であるか、あるいは診療報酬の増高によるということがありましたけれども、増高によるものか何が原因でそういう大幅な繰入金が増額になるのか、また今後この新年度予算一千万円に対して前年と同じように補正で繰り入れることになるのかどうか。この点をお願いたします。

いたします。

それから十五ページの保険施設費の保養施設費が前年と同じの二十三万五千円が計上されておりますが、この利用状況、利用件数あるいは利用者の声とかそういう意見等についてお聞かせ願いたと思います。

それから十七ページの給与費明細書にどうもちょっと疑問点があるのでお聞きするんですが、職員手当等の内訳によれば、住居手当が昨年の十二万六千円が二十五万二千円と倍額くらいに上がっていること、通勤手当が前年十二万四千円が九万九千円と減額されている。この原因を説明していただきたいと思います。というのは職員数のところをみますと前年とかわりはないわけです。したがってなぜこのような数字が生じたのか。住居手当の一人当たりの額が改正された増額なのか、通勤手当はやはり改正によって減額されたものなのか、こうしたことについてお尋ねいたします。

○市民課長（田村 忠雄君） 貴井議員さんのご質問にお答えいたします。